

指定訪問介護・介護予防相当サービス訪問介護事業運営規程

医療法人（社団）春秋会

ヘルパーステーション ライフケア

（事業の目的）

第1条 医療法人社団 春秋会が開設する医療法人社団 春秋会 ヘルパーステーション ライフケア（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護・介護予防相当サービス訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態(介護予防相当サービスにあたっては要支援状態)にある利用者に対し、指定訪問介護(指定介護予防相当サービス訪問介護)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護(指定介護予防相当サービス訪問介護)の提供を確保することを目的とします。

（指定訪問介護運営の方針）

第2条 この事業は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、利用者の心身の特性を踏まえ、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

2 事業の実施に当たっては、長崎市・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（指定介護予防訪問介護運営の方針）

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、長崎市・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人社団 春秋会 ヘルパーステーション ライフケア
- ② 所在地 長崎市松が枝町3番20号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名 (サービス提供責任者兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

③ サービス提供責任者 介護福祉士 7名(常勤)

計7名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る、調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画(介護予防相当サービス訪問介護計画)の作成等を行う。

③ ホームヘルパー 介護福祉士 2名

介護職員初任者研修・2級ヘルパー 10名

計12名

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日 月曜日から日曜日までとする。

②営業時間 午前8時00分から午後5時までとする。(日曜、祭日、営業時間内)

③上記の営業日・営業時間の他、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うものとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

指定訪問介護(指定介護予防相当サービス訪問介護)の内容は以下のとおりとし、指定訪問介護のサービスを提供した際は、利用者から利用料の一部として、当該訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、また指定介護予防相当サービス訪問介護のサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該介護予防相当サービス訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から事業所に支払われる介護予防相当サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(ア) 身体介護型(食事介助・排泄介助・入浴介助など)

(イ) 生活援助型(買い物・調理・掃除・洗濯など)

(ウ) 移送サービス(市町村特別給付)

移送サービスについては、法定代理受領サービスであるときは、その0.5割の額とする。

(エ) 相談、助言に関すること(費用は掛かりません)

(指定介護予防相当サービス訪問介護の内容)

- (ア) 介護予防訪問介護計画の作成
- (イ) 介護予防相当サービス訪問介護費(Ⅰ)…1週に1回程度
- (ウ) 介護予防相当サービス訪問介護費(Ⅱ)…1週に2回程度
- (エ) 介護予防相当サービス訪問介護費(Ⅲ)…1週に2回を越えた場合

- ① 次条の通常事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、通常の実施地域を越えた所からその実費を徴収する。なお、公共交通機関を使用した場合は、公共交通機関の料金、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - (1) 当事業所から片道概ね40km未満 費用は掛かりません
 - (2) 当事業所から片道概ね40km以上 20円/km
- ② 前項の費用の徴収が必要となった場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払い旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- ③ 厚生労働大臣が定める基準(もしくは事業内容)は、事業所の見やすい場所に掲示をする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、旧長崎市とする。(平成17年1月4日合併以前)

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護(指定介護予防相当サービス訪問介護)を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所が行う指定訪問介護(指定介護予防相当サービス訪問介護)サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者様の家族等、及び市町村に連絡を行い、必要な措置を迅速に講じるものとする。

(苦情への対応)

第11条 提供した訪問介護サービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置のほか必要な措置を講じる。

- ① 苦情処理窓口 ヘルパーステーション ライフケア 受付担当 : 森山 康博
電話 : 095-827-1070 FAX : 095-827-3132
- ② 苦情処理受付時間 月曜日から日曜日 午前8時から午後5時まで迅速かつ適切な対応を行います。
- ③ 苦情処理責任者 管理者 森山 康博

④ 苦情対応の体制、手順

- ・担当者は、直ちに利用者と連絡を取り、事情を聴き内容詳細を確認する。
- ・担当者は苦情内容を責任者に報告する。
- ・責任者は早急に具体的な対応を指示する。
- ・担当者は利用者と面談の上、事業所側に落ち度があった場合は、謝罪するとともに対応について検討結果を報告する。
- ・担当者は苦情対応結果を記録、整理する。責任者は再発防止に努めるよう従業員へ周知徹底する。
- ・従業員に対する研修を定期的実施する。

⑤ その他留意事項

- ・普段から利用者から苦情が出ないように、訪問介護サービスの提供に心がける。
- ・普段から利用者様・ご家族様との関係を良好に保つよう、努力する。

(虐待防止のための措置)

第12条

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止に関する責任者 管理者 森山 康博
- ② 従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修の実施
- ③ その他虐待防止に必要な措置

2. 事業者は、当該事業所の従業員又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたものと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを長崎市に通報する。また利用者に対する虐待の早期発見のため行政が行う調査等に協力する。

(身体拘束における対応について)

第13条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わないこととし、以下のことを定めます。

- ① やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録への記録を行い、また、家族への同意を得る。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するものとします
- ③ 介護職員またはその他の従業員に対して、定期的に研修会を実施します。

(成年後見人制度の活用支援)

第14条 事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じて成年後見人制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援を行う。

(記録の整備)

第15条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2. 事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの提供に関わる次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。

①訪問介護計画書

②提供した具体的なサービス内容等の記録

③長崎市への通知に関わる記録

④苦情の内容等の記録

⑤事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

3. 事業者は、居宅介護サービス費等の支払いを受けた日から5年間、当該居宅サービス費等の時給に関する従業者の勤務体制に関わる記録並びに同項1及び2に掲げる記録を保存しなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第16条 指定訪問介護・指定介護予防相当サービス訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため採用時研修及び継続研修の機会設けるものとする。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内(70時間)

② 継続研修 年2回以上

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 春秋会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(長崎市条例についての事項)

第17条 事業所の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号第12条に規定する)暴力団員又は、暴力団関係者で有ってはならない。

2. 事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は、暴力団関係者等を利することのないようにする。

(付則)

この規定は平成12年4月1日から施行する。

この規定は平成17年7月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規定は平成21年4月1日から施行する。

この規定は平成22年10月1日から施行する。

この規定は平成23年5月12日から施行する。

この規定は平成23年12月5日から施行する。

この規定は平成24年10月1日から施行する。

この規定は平成25年3月1日から施行する。

この規定は平成26年3月1日から施行する。

この規定は平成26年8月1日から施行する。

この規定は平成27年4月1日から施行する。

この規定は平成28年4月1日から施行する。

この規定は平成29年4月25日から施行する。

この規定は平成30年10月1日から施行する。

この規定は令和2年4月1日から施行する。

この規定は令和5年5月1日から施行する。

この規定は令和5年10月1日から施行する。

この規定は令和5年11月1日から施行する。

この規定は令和6年2月1日から施行する。

この規定は令和6年9月1日から施行する。